

公道を走らない農耕用トラクタなどもナンバー登録が必要です



農業、工場、工事現場などでのみ使用される農業用トラクタなどに該当する小型特殊車両もナンバー登録の手続きが必要です。登録をしていない車両をお持ちの方は手続きをお願いします。

○車両の買替えなどを行った際は新しくナンバープレートを交付しますので、古いナンバープレートと販売(または譲渡)証明書、本人確認書類(マイナンバーカードや免許証など)をそろえて、税務住民課窓口にお越しください。

○軽自動車などを所有した日から15日以内にナンバー登録の手続きをする必要があります。正当な理由がなくナンバー登録の手続きをしなかった場合は、10万円以下の過料に処されることがあります。

☎ 税務住民課 住民税係 ☎57-8549

償却資産(固定資産税)の申告

毎年1月1日現在、町内に償却資産を所有している人は、地方税法第383条の規定で、償却資産の状況を申告する必要があります。

申告書の提出期限は、令和6年1月31日(水)です。

◆償却資産とは

個人や法人で工場・商店を営んでいる人、駐車場やアパートを貸し付けている人、農業をしている人が、その事業のために所有する土地・建物以外の資産を償却資産といい、土地・建物と同じように固定資産税が課税されます。

種類	償却資産の例
構築物	舗装路面、外構工事、屋外設備、フェンス、ビニールハウスなど
機械及び装置	各種製造機械設備、土木建設機械、農業用設備、工作機械、搬送設備、太陽光発電設備など
船舶	漁船、ボート、貨物船など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両及び運搬具 ※	大型特殊自動車に該当する車両(トラクタなどの農耕作業用自動車については、最高速度が毎時35km以上のもの)、台車など
工具・器具及び備品	パソコン、冷蔵庫、応接セット、エアコン、LAN配線など

※自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両は償却資産ではありません。

◆申告書類

毎年12月中に償却資産の申告書類を送付しています。今年度より初めて償却資産の申告を行う人などで、申告書類がない場合はご連絡ください。

申告する人は、下記区分に従い該当する書類(○印)を提出してください。

区分	償却資産申告書 (第26号様式)	種類別明細書	
		増加資産・全資産用	減少資産用
増加資産がある場合	○	○	
減少資産がある場合	○	○	○
資産の増減がない場合	○	○	
資産がない場合	○		
廃業、転出等の場合	○	必要に応じ○	必要に応じ○

※廃業・資産譲渡した場合は、その旨を18備考欄に記載し申告をお願いします。

また、廃業していても他の事業者にも事業用資産として貸し付けている資産等については事業の用に供しているため申告が必要となります。

◆その他

エルタックス[地方税ポータルシステム(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)]からの電子申告が利用可能です。ぜひご利用ください。

☎ 税務住民課 固定資産税係 ☎57-8563

産前産後期間相当分(4ヶ月分)の国民健康保険税が減額されます

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の人が対象です。妊娠85日(4ヶ月)以上の出産が対象です。

国民健康保険税の減額方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産予定月		
多胎の方				出産予定月		

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産予定月			

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

☐・・・対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届書
- ② 母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

届出先

南関町役場 税務住民課 住民税係 TEL: 57-8549